諮問日:令和4年6月 1日(諮問乙第108号) 答申日:令和7年8月21日(答申乙第 85号)

件 名:砂防ダム関係文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年12月13日、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により「1.○○○○の開示請求書の一切の写しの請求(気仙沼土木事務所に係るもの)上記書類に含まれる個人情報 2.○○○○に回答されました写しの閲覧請求(気仙沼土木事務所に係るもの)上記書類に含まれる個人情報」について、個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 宮城県知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として別紙1のとおり21件の文書(以下「本件行政文書」という。)を特定した。

その上で、本件行政文書番号7、17及び20については部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、一部について個人情報を開示しない理由を次のとおり付して、令和4年1月14日付けで審査請求人に通知した。

(1)条例第18条第1項第2号該当

本件行政文書には、本人以外の個人の氏名、住所等、本人以外の個人に関する情報が含まれており、当該本人以外の特定の個人が識別され得るため。

(2)条例第18条第1項第6号該当

本件行政文書には、砂防指定地管理事務に係る情報が記載され、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

3 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査 請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、補正書、その他審査会に提出された資料及び意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

個人情報部分開示決定通知書(気土第5487号)を取り下げられるよう 請求する。

令和4年3月25日〇〇〇○が提出請求していた資料が提出され、照合した結果重要であることが判明したので「ないない(不存在)」と言われ続けられた菖蒲沢砂防ダムー切提出請求する。

書類提出者氏名 総括担当次長 〇〇〇〇 氏 行政班次長班長 〇〇〇〇〇 氏

文書作成者氏名、宮城県知事押印者氏名、〇〇〇〇宛送付者氏名請求する。

(2) 補正書

個人情報部分開示決定通知書とは・・・。「開示することにより、当該事務 事業の性質上、当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそ れがあるため。」とは・・・。不当、不正、違法行為を今後行いますと云う意 思表示と国民、住民の財産剥奪すると云うことですか?

文書を一読して見、これはなんですか。おたずねして見たく・・・。

(3) 口頭意見陳述

砂防ダムの建設において、請求人の土地に係る図面を作成した人物の氏名 及び当該人物がどのような資料を基に地籍調査をしたのか等について、審査 会で調査を行ってほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね以下のとおりである。

1 非開示部分の理由について

(1)条例第18条第1項第2号に該当する理由について

対象部分には、菖蒲沢砂防ダム堰堤が上流端となっている二級河川「沖ノ田川」関連施設管理者の氏名及び住所が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため、非開示が妥当である。

(2)条例第18条第1項第6号に該当する理由について

対象部分には、開示請求者の個人情報に係る当時対応した担当者の主観的な推測が含まれるため、これらの不確実な推測を開示することにより、今後のダム管理その他事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため、非開示が妥当である。

(3) その他の行政文書について

気仙沼土木事務所が保有する文書については、執務室及び書庫の調査並びに 保存文書のデータ検索を行ったが、本件開示請求の趣旨を満たす文書は本件行 政文書のみであった。

2 上記のとおり、本件処分は条例に基づき適切になされたものであって、本件 審査請求を認めるべき理由はないため、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、審査請求人から相談等を受けた気仙沼土木事務所が作成した報告書等である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 条例第18条第1項各号の非開示情報について

(1)条例第18条第1項第2号について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

- イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第10 3号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立 行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、 当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部 分

(2)条例第18条第1項第2号の該当性について

本件行政文書番号20には、当該砂防ダムが上流端となっている河川の 占用許可した関連施設管理者個人の氏名及び住所が記載されている。

これらの情報は開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例第18条第1項第2項本文に該当すると認められる。また、これらの情報は同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。したがって、これらの情報については、同項第2号に該当し、非開示としたことは妥当である。

(3)条例第18条第1項第6号について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人 又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、 次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の 同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若し くは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については開示しない旨規 定されている。

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易 にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、県が設立した地方独立行政法 人又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将 来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しく は円滑な執行に支障が生ずるおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する おそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるお それ
- へ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方 独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそ れ

(4)条例第18条第1項第6号該当性について

イ 実施機関は、本件行政文書番号7及び17に記載された情報のうち、上 記第2の2の(2)及び第4の1の(2)のとおり、審査請求人から相談を 受けた担当者の主観的な推測を条例第18条第1項第6号に該当するとし て非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関の職員である相談対応者が審査請求人に対して抱いた率直な心証が記載されていることが認められた。

しかし、当審査会は、上記第2の2の(2)及び第4の1の(2)のとおり、非開示の理由である想定される事務事業への支障(以下「当該支障」という。)の内容について明確でないと判断した。そこで、実施機関に対し当該支障の内容について、審査請求人に対し非開示部分を取り消すべき理由についてそれぞれに改めて主張を確認したところ、実施機関からのみ回答があった。それによると、おおむね以下の理由により、条例第18条第1項第6号に該当すると考えるとのことであった。

県の業務に関して県民等からの要望や意見に対し、電話や口頭で担当職員が対応する事務においては、当該対応の状況を適切に記録するとともに、今

後の当該県民等への対応の参考に資するため、必要に応じて、相手方の発言から推測されることや印象として感じたことに類する情報を記録することがある。

したがって、本件における一部非開示本件行政文書の当該非開示部分を開示すると、ダム管理その他事務事業のうち、県民等からの要望や意見に対応する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

ロ その上で、審査会として両当事者の主張を踏まえて検討すると、審査請求人の言動について評価を加えて記載されている部分及び審査請求人についての印象あるいは感想が記載されている部分は、開示することにより、審査請求人の不信感を増幅させ、審査請求人の要望及び苦情に対して事務が長期化し、又は解決困難な状態が生じるなど、当該ダム管理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、条例第18条第1項第6号に該当するものと認められるため、非開示としたことは妥当である。

4 他の本件行政文書の有無について

(1) 当審査会で本件行政文書を確認したところ、以下イ、ロ及びハのとおり、その特定について疑義が生じたため、実施機関に改めて主張を確認した。

また、審査請求人に対しても、他の本件行政文書の有無について、改めて主張を確認したところ、実施機関からのみ回答があった。それによると、おおむね以下の理由により、他に本件行政文書は存在しないとの説明であった。

- イ 開示請求時に、作成から30年を超過している文書が本件行政文書とされている理由
- ロ 保存年限を超過している文書が本件行政文書となっている場合、当該本件 行政文書が廃棄されていない理由
- ハ 本件行政文書を特定した際の探索の方法及び探索の範囲(弁明書に記載している内容の詳細)

本件行政文書は、過去に交付した行政文書部分開示決定通知書又は個人情報 開示決定通知書に係る行政文書として存在している。よって、保存年限は超過 していない。

また、執務室内のキャビネット及び書庫内の書棚にある簿冊を検索したほか、 共用ハードディスク内の電子ファイルを検索した。

(2) 実施機関は、上記のとおり文書の探索を行ってきたことを踏まえ、第4に 記載の説明を行っているが、これらの説明に特段不合理、不自然な点はなく、

首肯し得るものと認められることから、当審査会としては、本件個人情報を 保有していないとする実施機関の説明はこれを是認するほかなく、その他に 本件個人情報が存在すると認めるに足る事情もない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、砂防ダム建設当時の審査請求人の土地に係る契約の経緯等について、当審査会による調査を求めているものと解される。

しかし、当審査会は本件処分の違法性及び不当性の有無を審査すべきものであって、当該経緯等について調査できる機関ではないことから、かかる審査請求人の希望に沿うことはできかねる。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

6 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の 結論」のとおり判断した。

第6 付言

本件処分において、実施機関は、個人情報部分開示決定通知書に上記第2の2の(2)のとおり理由を記載しているが、この理由の記載は、条例第18条第1項第6号の条文の一部の引用にとどまり、どのような情報が記載され、公開することによりどのような支障を及ぼすのかが明らかであるとは言えない。

個人情報保護制度においては、非開示とした情報の詳細な内容を明らかにしてしまうような理由付記が困難であるため、非開示情報をその性質に従って類型化し、それぞれの類型ごとに総括的に非開示理由と根拠条項を示すことで足りるとされている。

しかし、その場合においても、開示請求者にその類型ごとにそれぞれの非開示理由が十分に伝わるよう可能な限り具体的な理由付記をするべきである。

本件処分におけるこのような理由の提示は、原処分を取り消すまでに至らないものの、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定している行政手続条例(平成7年宮城県条例第30号)第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、実施機関においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

本件行政文書

- 1 地域住民からの要望書(昭和61年6月3日収受)
- 2 行政相談記録-法定外公共物について(平成元年5月15日受付)
- 3 行政相談記録-頭首工について(平成2年12月7日受付)
- 4 行政相談記録-情報公開非公開について(平成2年12月10日受付)
- 5 公用電話票(受信) 菖蒲沢砂防ダムについて(平成13年2月21日受付)
- 6 業務報告書-菖蒲沢砂防ダムについて(平成13年2月22日報告)
- 7 業務報告書-本吉町菖蒲沢砂防ダムに係る電話受信(平成13年2月26日 報告)
- 8 行政相談記録票-菖蒲沢砂防ダムについて(平成13年2月27日受付)
- 9 業務報告書-菖蒲沢砂防ダムについて(平成13年3月6日報告)
- 10 業務報告書-本吉町菖蒲沢砂防ダムに係る要望関係 (平成13年3月8日報告)
- 11 業務報告書-菖蒲沢砂防ダムに係る地域住民への電話発信(平成13年4月12日報告)
- 12 公用電話票(受信) -本吉町地域住民からの電話について(平成13年6月22日受付)
- 13 業務報告書-菖蒲沢砂防ダムについて(平成14年10月17日報告)
- 14 業務報告書-菖蒲沢砂防ダムについて(平成14年10月18日報告)
- 15 業務報告書ー菖蒲沢砂防ダム建設に係る補償について(平成16年1月2 1日報告)
- 16 業務報告書ー菖蒲沢砂防ダム建設に係る補償について(平成16年1月2 9日報告)
- 17 業務報告書-法定外公共物の取扱及び町等に対する県(土木事務所)の指導について(平成17年6月22日報告)
- 18面談箋-砂防ダム事業について(平成21年8月3日及び4日の面談に関する記録)
- 19 業務報告書-菖蒲沢砂防ダムについて(平成26年4月22日の現地立会に関する報告)
- 20 河川占有許可一覧
- 21 水利使用の届け出について

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月1日	○諮問を受けた(諮問乙第108号)。
令和7年2月28日 (第293回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年3月24日 (第294回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年4月24日 (第295回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年5月30日 (第296回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年6月30日 (第297回審査会)	○審査請求人の口頭意見陳述及び事案の審議を行っ た。
令和7年7月31日 (第298回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

(令和7年 月 日現在)

£	モ	4	Ż	区 分	備考
大	江	裕	幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐	藤	英	世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理 者
杉	浦	永	子	第一印象研究所代表	
中	田	孝	司	弁護士	
吉	田	大	輔	弁護士	会長